

## 酒田第一タクシー株式会社が運行する「遊佐乗合タクシー」の運賃改定について

### 1. 事業内容

「遊佐乗合タクシー」とは酒田第一タクシー株式会社が運行する予約制の乗合タクシーです。遊佐町内～酒田市街地間を運行しており、運賃は遊佐町内の乗降地によってそれぞれ3つの区分に分けて定めています。遊佐乗合タクシーは、一般のタクシーのように国土交通省が公示する上限運賃によるものではなく、地域の関係者による協議の結果、通常の運賃とは異なる運賃を設定できる「協議運賃」を採用しています。

#### 【出発時刻】

酒田市街地発	—	—	12：00	13：00	17：00
遊佐町発	8：00	9：00	12：30	13：30	17：30

※出発時刻の1時間前までに予約が必要です。

### 2. 変更しようとする内容

#### ①1人あたりの運賃

	現行運賃（1人あたり）	改定後運賃（1人あたり）
Aエリア （豊岡・小松・岩川等 ～酒田市街地）	1,860円	2,100円
Bエリア （大蔵岡・野沢・江地等 ～酒田市街地）	2,410円	2,650円
Cエリア （吹浦・杉沢・白井新田等 ～酒田市街地）	2,960円	3,150円

#### ②回数券

	現行販売金額	改定後販売金額
回数券4枚つづり	6,600円	7,560円

### 3. 変更理由

令和8年2月19日に山形県のタクシー運賃が改定されたことを受け、遊佐乗合タクシーの運賃につきましても、改定を行うものです。

#### 4. 施行予定日

令和8年5月1日（金）

#### 5. 関係法令

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）抜粋

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（中略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。